

# 那須烏山市庁舎整備基本構想策定方針

平成29年7月13日庁議決定

那須烏山市総合政策課

## 1 策定の趣旨

平成17年10月1日に旧南那須町と旧烏山町が合併して那須烏山市が誕生して以来、それぞれの行政庁舎を活用した分庁方式による行財政運営が行われている。

新本庁舎の整備等については、総合計画をはじめ、土地利用計画、都市計画マスタープランなど市の各種計画に位置付けられ、分庁方式から本庁方式への早期移行及び行政組織の簡素化・スリム化の推進を図ることとしている。また、新本庁舎の整備等については、両市街地の機能や役割分担のもと効果的なまちづくりの視点を含め、都市活動の拠点である烏山市街地に配置し、小さくても機能的な都市を形成していくこととしている。

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度に実施した耐震診断調査では、両庁舎とも老朽化や耐震不足が指摘され、防災・災害復旧拠点である市庁舎のあり方が問われている。

また、昨今の社会経済情勢の変化、人口減少、少子高齢社会の到来等の中で、まちづくりの拠点施設である市庁舎に求められる機能は多岐にわたっている。

このようなことから、新本庁舎の整備等の基本的な考え方、機能、規模、立地などを定めるため、那須烏山市庁舎整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するものとする。

## 2 基本的な考え方

### (1) 基本構想に規定する事項

庁舎整備の先進事例等を踏まえ、次に掲げる事項を調査研究し、基本構想に規定するものとする。

なお、必要に応じ、基本構想に規定する事項の変更は可能とする。

#### ①新本庁舎の必要性及び検討経緯

- ・現庁舎の現状と課題
- ・新本庁舎の整備等の必要性
- ・今までの検討経緯

#### ②新本庁舎の整備等の基本的な考え方

- ・交通の事情、他の官公署との関係等の利便性を考慮（地自法第4条第2項）
- ・上位計画との整合
- ・基本理念
- ・基本方針（市民利便性、市民協働・交流、行政空間、議会空間など）

#### ③新本庁舎の役割、機能及び規模

- ・必要な役割（市民共有スペース、コミュニティの形成など）
- ・必要な機能（防災、環境、バリアフリー、高度情報化など）
- ・基本指標（将来人口、職員数、議員数など）
- ・概算規模（総務省地方債事業費算定基準、駐車場など）
- ・類似団体との比較

#### ④新本庁舎の配置場所

- ・候補地の考え方（市が保有している土地、まちづくりの拠点となる場所等）
- ・候補地の比較検討
- ・立地場所

#### ⑤事業計画に関する考え方

- ・事業費と財源
- ・代表的な事業方式の整理
- ・適用可能な事業方式の選定

### (2) 新本庁舎の整備等スケジュール

新本庁舎の整備等に伴うスケジュールについては、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計及び建設工事が想定されることから7年程度を要するものと思われる。

なお、都市計画法に基づく用途地域の見直し検討や用地取得等が伴う場合は、スケジュールの更なる延伸の可能性はあるが、合併特例債の発行期限である平成36年度までには新本庁舎の建設工事を完了するものとする。

#### ※想定スケジュール

基本構想の策定2年、基本計画の策定1年、基本設計及び実施設計の作成2年、建設工事2年程度

## 3 策定体制

### (1) 庁内組織

基本構想は、現在、本市で改定作業を進めている国土利用計画那須烏山市計画及び那須烏山市土地利用調整基本計画並びに策定作業を進めている都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画については、関連性が深いことから、相互に連携を図るため、市役所関係課の職員で構成する同一の庁内プロジェクトチーム（以下「庁内プロジェクトチーム」という。）を組織し、策定作業を進めることとする。

### (2) 外部組織

学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民等で庁舎整備検討委員会（仮称）（以下「検討委員会」という。）を組織し、3. 策定体制の（1）庁内組織で策定した基本構想の素案について、諮問機関として調査研究等を行うものとする。

## 4 市民意見の反映

- (1) 検討委員会による基本構想の内容の確認、意見提言
- (2) パブリックコメントの実施
- (3) 地域説明会の開催

## 5 策定スケジュール

基本構想については、庁内プロジェクトチームによる素案の作成、検討委員会による答申、市議会との調整、パブリックコメントの実施、地域説明会の開催等も含め、2年以内に策定するものとする。